



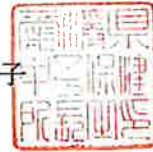
許可番号 03802014862

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県伊予郡松前町大字北川原1083番地
氏名 松前公益商会有限会社
代表取締役 神野 能成
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

平成31年 3月12日
令和 6年 2月 6日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 元年 2月 7日 (当初許可)

平成 6年 2月 7日 (更新許可)

平成10年12月19日 (住所変更 (旧:愛媛県伊予郡松前町大字北黒田571番地))

平成11年 2月 7日 (更新許可)

平成14年 1月15日 (変更許可 (紙くず 以上1種類の追加))

(裏面に続く)

(裏 面)

平成16年 2月 7日 (更 新 許 可)
平成16年 3月 1日 (商 号 変 更 (旧:松前公益事業商会有限公司))
平成16年 3月 1日 (代 表 者 変 更 (旧:出海 彰一))
平成19年 6月29日 (変 更 許 可 (廃油、廃酸、繊維くず 以上3種類の追加))
平成21年 2月 7日 (更 新 許 可)
平成21年 4月24日 (変 更 許 可 (積替え保管行為の追加))
平成25年 1月29日 (積替え保管施設の一部変更 (紙くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 以上4種類の追加))
平成26年 2月 7日 (更 新 許 可)
平成27年 6月 1日 (代 表 者 変 更 (旧:神野 理恵))
平成29年 8月26日 (住 所 変 更 (旧:愛媛県伊予郡松前町大字北黒田586番地1)、
積替え保管施設の所在地等の変更 (旧:愛媛県伊予郡松前町大字北黒田586番地1))
平成31年 3月12日 (更 新 許 可)
令和 元年 8月 9日 (積替え保管施設の一部変更)
令和 元年12月12日 (積替え及び保管行為 (積替え保管場所) の廃止)
令和 2年12月 3日 (変 更 許 可 (燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
廃アルカリ 以上2種類の追加 汚泥に水銀使用製品産業廃棄物を追加))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無